

厚生省訓第

號

厚生部内一般

公衆衛生院事務分掌規程の一部を次のように改める。
右訓令する。

昭和二十二年

月

日

厚生大臣 河合良成

裏面白紙

413

第一條中「庶務課」の次に「教務課」を加え、「四部」を「三部」
に改め、「國民榮養部」を削る。
第二條の次に左の一條を加える。
第二條ノ二教務課では、公衆衛生技術者の養成訓練の教務に關
する事務を行ふ。
第三條中「審議室では」の次に「院長の命を受け養成訓練並に」
を加える。
第五條、第六條を削り、以下順次繰上げる。

頁、紙全面書紙

公衆衛生院事務分掌規程

第一條 公衆衛生院に、庶務課、^{教務課}審議室及び左の部を置く。

体力科學部

國民栄養部

生活科學部

豫防醫學部

第二條 庶務課では、左の事務を行ふ。

一 人事に関する事。

二 官印の管掌に関する事。

三 文書の接受、發送、編纂及び保存に関する事。

四 會計に関する事。

五 院内取締に関する事。

六 他、主管に屬しない事。
教務課では、公衆衛生技術者養成訓練事務を行ふ。

第三條 審議室では、^{院長の命を受け}綜合調査研究の企画及び連絡調整に関する事を行ふ。

厚生省

第四條 体力科學部では、左の事務を行ふ。

一 体力に関する事。

二 人類遺傳及び精神衛生に関する事。

三 母性、乳幼児及び學童の衛生に関する事。

四 心理學に関する事。

五 その他、保健衛生一般に関する事。

第五條 國民栄養部では、左の事務を行ふ。

一 栄養機能に関する事。

二 栄養資源に関する事。

三 國民の食生活に関する事。

四 その他、國民の栄養一般に関する事。

第六條 國民栄養部に、附屬病院を置く。

附屬病院では、國民の栄養に関する臨床的調査研究を行ふ。

第七條 生活科學部では、左の事務を行ふ。

野
紙
全
面
買
紙

- 一 環境生理に関すること。
 - 二 作業條件及び能率に関すること。
 - 三 職業衛生に関すること。
 - 四 建築衛生に関すること。
 - 五 生化学に関すること。
- 第六條 豫防医学部では、左の事務を行ふ。
- 一 急性及び慢性傳染病に関すること。
 - 二 衛生獸医学に関すること。
 - 三 上下水道及び汚物處理に関すること。
 - 四 藥學に関すること。
 - 五 保健指導に関すること。

省